

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	長谷地区 山中集落	令和3年3月24日	〇年〇月〇日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	5.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	3.7ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が喫緊の課題である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

当集落は、中心経営体不在であり、後継者が不在の農地は、中心経営体等担い手の確保が喫緊の課題である。
農地利用は、集落内の耕作者が作業補完等の連携をとりながら、農地を集約していく。また、当該集落のみならず、集落外の担い手や新たな耕作者も視野に入れ、農地集約を進めていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

アンケート調査によれば、集落外から人材を確保することに関して、「必要」が50%、「必要ない」が17%、「わからない」が33%という結果となった。

当集落は、当面の間、現状の耕作者により耕作・保安全管理を行っていくが、集落外からの人材確保も進めていく。

■基盤整備の取組方針

アンケート調査によれば、ほ場整備等の基盤整備の必要性について、「必要」が17%、「必要ない」が50%、「わからない」が33%となっている。

当集落は、ほ場整備(S58～59年:2.1ha、H19～25年:2.0ha)を実施済みだが、暗渠排水の機能が悪いほ場が存在し、機能改善に向けて、今後、行政と協議を行っていく。

■新規・特産化作物の取組方針

アンケート調査によれば、当集落は水稻を中心に大豆や野菜、果樹の栽培を行っている。

今後の作付については、現状維持の意向が7件、縮小意向が2件となっている。

当集落は、当面の間は現状のままで耕作を行っていく。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

アンケート調査によれば、鳥獣の被害防止対策のための方法として、「集落全体を囲う防護柵の設置」の意見が多く上がった。

当集落は、集落全体を囲う柵はなく、各農地の周りに設置されている。

鳥獣被害は、イノシシによる被害が多く、河川からの侵入を防止できていない状況にある。

このため、イノシシの侵入対策に向けて、河川の浚渫がされるよう行政と協議を行っていく。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、「既存の担い手に農地を集積する」が50%、「近隣の担い手(集落営農組織等)と協力する」が33%、「UIターン者や新規就農者等を取り込み農地を守る」が17%という回答結果となっており、全員が担い手への農地集積の意向を示している。

現在、比較的規模の大きい農家が中心となり、集落全体で農作業の補完または担い手不在農地を引き受けることにより、農地を保全しているが、限界感がある。

このため、集落内の担い手及び行政を含め、担い手の確保・新たな参入に向けて協議を進めていく。

■その他の取組方針

以前実施されていた、集落外の人を対象にした、共同で農地管理・作物栽培を行い荒廃農地の解消や担い手の確保を目的とした研修会の再開を行政と検討していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	該当なし					
計	0経営体		0.0 ha		0.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。